

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年8月7日

**【四半期会計期間】** 第153期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

**【会社名】** 住友大阪セメント株式会社

**【英訳名】** Sumitomo Osaka Cement Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 関根 福一

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区六番町6番地28

**【電話番号】** (03)5211-4500(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理部経理グループリーダー 永江 謙一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区六番町6番地28

**【電話番号】** (03)5211-4500(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理部経理グループリーダー 永江 謙一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第152期 第1四半期連結 累計期間	第153期 第1四半期連結 累計期間	第152期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高(百万円)	53,565	56,775	234,539
経常利益(百万円)	3,544	4,857	24,383
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	2,368	3,182	13,337
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,244	4,866	23,683
純資産額(百万円)	157,381	176,150	175,754
総資産額(百万円)	323,424	333,964	335,981
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	5.69	7.68	32.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)			
自己資本比率(%)	48.2	52.3	51.8

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としている。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期（平成27年4～6月）におけるわが国経済は、政府の経済対策等の効果を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられる等、緩やかな回復基調が続いた。

セメント業界においては、東北の震災復興関連工事は進捗しているものの、全国的には技能労働者の不足や建築コスト高騰などによって工事の進捗が遅れているほか、住宅投資の回復も見られないことから、官公需、民需ともに前年を下回り、セメント国内需要は、前年同期を5.6%下回る10,506千トンとなった。一方、輸出は、前年同期を20.9%上回った。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前年同期を0.9%下回る12,940千トンとなった。

このような情勢の中で、当社グループは、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減等への取り組みに注力した。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、56,775百万円と前年同期に比べ3,209百万円の増収、経常利益は4,857百万円と前年同期に比べ1,313百万円の増益となった。また、親会社株主に帰属する四半期純利益については、3,182百万円と前年同期に比べ813百万円の増益となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

#### 1 セメント

国内セメントの販売数量は減少したものの、子会社での販売増などもあり、売上高は、45,468百万円と前年同期に比べ2,511百万円（5.8%）の増収となった。また、営業利益は、生産コスト等の削減などもあり、3,219百万円と前年同期に比べ694百万円（27.5%）の増益となった。

#### 2 鉱産品

石灰石及び骨材の販売数量が堅調であったことなどから、売上高は、3,388百万円と前年同期に比べ197百万円（6.2%）の増収となり、営業利益は、採掘コストの改善等により、542百万円と前年同期に比べ147百万円（37.3%）の増益となった。

#### 3 建材

地盤改良工事が増加したことなどから、売上高は、3,072百万円と前年同期に比べ136百万円（4.7%）の増収となり、営業利益は、0百万円と前年同期に比べ87百万円の改善となった。

#### 4 光電子

新伝送方式用光通信部品の販売数量が増加したことから、売上高は、1,932百万円と前年同期に比べ236百万円（14.0%）の増収となったものの、営業利益は、生産コスト等の増加などもあり、173百万円と前年同期に比べ157百万円（47.6%）の減益となった。

#### 5 新材料

化粧品材料の販売数量が増加したことなどから、売上高は、1,269百万円と前年同期に比べ14百万円（1.1%）の増収となったものの、営業利益は、285百万円と前年同期に比べ17百万円（5.9%）の減益となった。

#### 6 その他

電池材料事業の販売数量が増加したことなどから、売上高は、1,643百万円と前年同期に比べ113百万円（7.4%）の増収となり、営業利益は、コスト削減等により200百万円と前年同期に比べ185百万円（1,226.5%）の増益となった。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はない。

### <会社の支配に関する基本方針>

#### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えている。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものとする。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえる。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断する。

#### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、「セメント事業」及び関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供している。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っている。そして、これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の期待に応えてきた。

また、これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、注力している事業の一つが「電池材料事業」である。

「光電子事業」・「新材料事業」・「電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野である。今後も、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、これら市場の拡大が期待できる分野において、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めるとともに、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、全社的な安定収益構造を確立することで、企業価値を高めていく。また、株主、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を維持するとともに、各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力していく。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役は監査機能の充実を図っている。

さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の承認をえて、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入した。また、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会において株主の承認をえて、その内容を一部改定した上で、更新した（更新後の当社株式の大規模買付行為への対応策を、以下「旧プラン」という。）。その後、平成26年5月13日に開催された当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（改定後のプランを、以下「本プラン」という。）を決定し、平成26年6月27日開催の第151回定時株主総会において、承認された。

本プランの概要については、以下の通りである。

本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」という。）とする。

特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続の進行並びに当社の株主の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置する。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下の通りである。

1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者の名称等を日本語で記載した意向表明書を提出する。

2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、意向表明書受領後、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の判断及び取締役会としての意見形成のために提供を求める必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等は、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に提出する。

3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定する。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがある。

2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとする。

3) 対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとする。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の意思を確認すべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとする。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従う。

本プランの有効期間

本プランの有効期間については、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会の終結時から平成29年6月開催予定の第154回定時株主総会の終結時までとする。

- (4) 上記(2)及び(3)の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、上記(2)の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させることを目的とするものであるから、上記(1)に記載した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

また、当社取締役会は、次の理由から上記(3)の取組みが上記(1)に記載した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えている。更に、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものである。

株主意を重視するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会での承認により発効しており、株主の意思が反映されている。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意確認総会において株主の意思を確認することとしている。

更に、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意思が反映される。

当社取締役の任期が1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしている。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることも可能となっている。

特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役及び社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされている。

また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、741百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,470,130,000
計	1,470,130,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	417,432,175	417,432,175	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。
計	417,432,175	417,432,175		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		417,432,175		41,654		10,413

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,383,000		単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式412,215,000	412,215	単元株式数は1,000株である。
単元未満株式	普通株式 3,834,175		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	417,432,175		
総株主の議決権		412,215	

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友大阪セメント株式会社	東京都千代田区六番町6-28	1,383,000		1,383,000	0.33
計		1,383,000		1,383,000	0.33

2 【役員の状況】

該当事項なし。



## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	30,289	24,660
受取手形及び売掛金	47,774	46,084
商品及び製品	6,275	6,295
仕掛品	2,550	3,804
原材料及び貯蔵品	10,417	10,362
繰延税金資産	1,741	1,195
短期貸付金	127	124
その他	2,970	3,806
貸倒引当金	95	94
流動資産合計	102,051	96,238
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	161,215	161,747
減価償却累計額	110,754	111,451
建物及び構築物(純額)	50,460	50,295
機械装置及び運搬具	397,872	401,335
減価償却累計額	349,144	351,891
機械装置及び運搬具(純額)	48,727	49,443
土地	38,531	38,566
建設仮勘定	4,275	4,807
その他	34,055	34,472
減価償却累計額	18,255	18,354
その他(純額)	15,800	16,117
有形固定資産合計	157,795	159,231
無形固定資産		
のれん	43	34
その他	2,320	2,262
無形固定資産合計	2,364	2,296
投資その他の資産		
投資有価証券	64,342	66,822
長期貸付金	3,012	3,061
繰延税金資産	762	739
退職給付に係る資産	308	305
その他	5,944	5,862
貸倒引当金	600	594
投資その他の資産合計	73,770	76,197
固定資産合計	233,930	237,725
資産合計	335,981	333,964

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,661	28,629
短期借入金	32,656	31,942
1年内返済予定の長期借入金	9,565	9,497
未払法人税等	5,061	1,141
賞与引当金	2,196	1,315
その他	11,512	13,924
流動負債合計	88,654	86,450
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	27,103	26,261
繰延税金負債	16,133	16,782
役員退職慰労引当金	211	189
厚生年金基金解散損失引当金	405	405
退職給付に係る負債	2,131	2,136
資産除去債務	763	762
その他	9,823	9,824
固定負債合計	71,572	71,362
負債合計	160,227	157,813
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	29,282	29,282
利益剰余金	71,451	72,969
自己株式	267	3,070
株主資本合計	142,121	140,836
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31,735	33,378
為替換算調整勘定	437	373
退職給付に係る調整累計額	101	54
その他の包括利益累計額合計	32,071	33,698
非支配株主持分	1,562	1,615
純資産合計	175,754	176,150
負債純資産合計	335,981	333,964

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	53,565	56,775
売上原価	41,455	44,002
売上総利益	12,110	12,773
販売費及び一般管理費	8,615	8,342
営業利益	3,494	4,430
営業外収益		
受取利息	3	19
受取配当金	376	420
為替差益	-	148
持分法による投資利益	85	67
受取賃貸料	38	31
その他	136	125
営業外収益合計	639	813
営業外費用		
支払利息	306	242
為替差損	91	-
その他	191	143
営業外費用合計	589	386
経常利益	3,544	4,857
特別利益		
固定資産売却益	0	5
受取和解金	300	-
特別利益合計	300	5
特別損失		
固定資産除却損	273	198
特別損失合計	273	198
税金等調整前四半期純利益	3,571	4,665
法人税、住民税及び事業税	662	1,004
法人税等調整額	538	422
法人税等合計	1,200	1,426
四半期純利益	2,370	3,239
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	56
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,368	3,182

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	2,370	3,239
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,885	1,642
為替換算調整勘定	62	63
退職給付に係る調整額	51	47
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	1,874	1,627
四半期包括利益	4,244	4,866
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,242	4,809
非支配株主に係る四半期包括利益	1	57

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額は無い。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。

銀行借入金について行っている保証債務に対する再保証

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	
嘉華建材有限公司	1,692百万円	嘉華建材有限公司	1,680百万円
その他(1社)	3	その他(1社)	4
計	1,695	計	1,684

生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	
(株)プラスト	125百万円	野原産業(株)	22百万円
野原産業(株)	39	プラスト(株)	18
その他(2社)	27	その他(2社)	15
計	191	計	56

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産にかかる償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	4,003百万円	3,992百万円
のれんの償却額	38	9

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,040	2.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,664	4.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	注2 四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	42,957	3,191	2,935	1,695	1,255	1,529	53,565		53,565
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	706	1,141	385	2		1,057	3,293	3,293	
計	43,663	4,332	3,321	1,698	1,255	2,587	56,859	3,293	53,565
セグメント利益又は 損失( )	2,525	395	88	331	303	15	3,482	12	3,494

(注) 1. セグメント利益の調整額12百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	注2 四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	45,468	3,388	3,072	1,932	1,269	1,643	56,775		56,775
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	890	1,057	429	7		1,302	3,688	3,688	
計	46,359	4,446	3,502	1,939	1,269	2,946	60,463	3,688	56,775
セグメント利益又は 損失( )	3,219	542	0	173	285	200	4,420	9	4,430

(注) 1. セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	5円69銭	7円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,368	3,182
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,368	3,182
普通株式の期中平均株式数(千株)	416,124	414,461

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月6日

住友大阪セメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 秀 嗣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉川 高 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。